

三豊市農業委員会 2 月定例総会議事録

令和 5 年 2 月 2 0 日午後 1 時 3 0 分より、三豊市農業委員会 2 月定例総会を三豊市危機管理センター 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 2 9 名(農業委員 2 3 名、農地利用最適化推進委員 6 名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	○
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 省三	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
1 0 番	糸川 正	○	1 1 番	三宅 幸一	○	1 2 番	前谷 晃年	○
1 3 番	丸岡 祐二	○	1 4 番	安藤 弘	○	1 5 番	長堀 和行	○
1 6 番	藤川 剛	○	1 7 番	菅 充司	○	1 8 番	石原 剛	○
1 9 番	組橋 進	○	2 0 番	河田 進	ー	2 1 番	岡崎 和朗	○
2 2 番	宮崎 和代	○	2 3 番	吉田 由紀	○	2 4 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

16 番	田岡 要	ー	18 番	石井 宏昭	○	21 番	辻 安司	○
30 番	三谷 清	○	42 番	十川 圭次	○	52 番	黒浜 豊	○
60 番	秋山 貴生	○						

2. 署名委員

9 番 大橋 正幸
2 4 番 山岡 正士

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局 次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議 題

- 議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
 議案第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について(報告)
 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について
 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について
 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について
 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について
 議案第 7 号 非農地証明願いの件について
 議案第 8 号 非農地通知の件について
 議案第 9 号 農用地利用集積計画の件について
 議案第 1 0 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号で定めた面積に代わるべき「別段」の面積の廃止について
 その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会2月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。コロナも地域感染がだいぶ減ってきており、コロナウイルスの扱いも五類ということで、これからはインフルエンザのようにつきあっていかないといけないかと思えます。また四国新聞で、綾川町の事例として、空き屋率が上がっているという記事を見かけました。三豊市でも財田町の山間部や、詫間町の海岸沿いなどでも同様かと思えます。人口が減り、高齢化が進む中で、三豊市の農業従事者の平均年齢も上がっております。今の農地をこのまま維持していくのは、難しい状況かと思えます。そんな中、我々は農地を生かす、農地を守る取り組みをしていかないといけないです。今後、若い人が農業を行いたいとか、移住して農業をやってみたい方がいれば、我々が背中を押してあげて、地域をあげて協力をしていかないといけないと思えます。皆様がそんな気持ちで進めて頂ければと思っております。

今日は、議案の案件はそう多くはないですが、スムーズに議事進行が行えますようご協力をお願い致します。よろしくお願ひ致します。

事務局長 ありがとうございます。本日の会議にあたり議席番号20番 河田 進委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会2月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号9番 大橋 正幸 委員、議席番号24番 山岡 正士 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号40号を朗読 〕

以上40件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

推進委員 一気に返還された農地がありますが、その農地については今後どのなるのでしょうか。

事務局 返還された方が次の借り手を見つけており、引き続き農地は耕作される予定になると聞いています。

議長 他にご質問ございませんか。

ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号40号の40件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。12ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第3号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。14ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5 番 番号1号について説明します。譲渡人が農業廃止をするので、譲受人に相談したところ話がまとまりました。以前から譲受人が管理しており、問題ないと思われま

す。

番号2号について説明します。譲渡人が高齢化になり、譲受人が経営規模を拡大したい思惑が一致しました。以前から譲受人が耕作されており、問題ないと思われま

す。周辺農地への問題もありませんのでご審議お願いします。

7 番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。以前から譲受人が耕作しており、今回、譲渡人から有償で譲渡したいと相談があり話がまとまりました。申請地は、十分に管理されています。周辺地域への問題もありません。ご審議よろしくお願

い致します。

9 番 番号4号について説明致します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人より相談があり、話がまとまりました。譲受人は農作業に従事しております。現地を確認したところ問題ありません。周辺農地への問題もありませんのでご審議お願い致します。

1 4 番 番号5号について説明させていただきます。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人が管理をしておりましたが今回の話がまとまりました。現地を確認したところ、申請地は綺麗に管理されております。

番号6号について説明させていただきます。譲渡人が高齢のため今回の話がまとまりました。現地を確認したところ、問題はないと思われま

す。ご審議よろしくお願

い致します。

番号7号について説明させていただきます。申請地は、譲受人の家の近くの農地で、耕作するのに便利なことから、話がまとまりました。周辺農地への影響も問題はないと思

います。ご審議よろしくお願

い致します。

1 5 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人は他人ですが近所です。譲渡人が高齢で、申請地は譲受人の所有農地に隣接しており、取得をすれば農地を集団化できるということで話が一致しました。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま

す。ご審議よろしくお願

い致します。

1 6 番 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。申請地は、譲受人の農地に隣接しており、譲渡人が高齢で耕作できないので、話がまとまりました。譲受人は農作業に従事されております。周辺への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願

い致します。

1 9 番 番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。以前から譲受人が耕作しており、譲渡人から買ってほしいと相談があり、話がまとまりました。申請地は綺麗な状態で、周辺農地への影響もなく問題ないと思

いますので、ご審議よろしくお願

い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

推進委員 申請番号4号についてですが、譲渡人は農業廃止ということですが、この申請農地以外の他の所有農地についてはどうなるのでしょうか。

事 務 局 今のところ、本人が管理されている状態です。

議 長 他にご質問はないでしょうか。ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号6号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」番号6号の議案説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号6を朗読]

なお農地区分につきましては、第2種農地に該当します。本件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われま

すので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願

い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明は無いようなので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号6号の1件は適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定致します。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号5号について、事務局の

事務局 説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]

なお、農地区分につきましては、第2種農地でございます。営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

11番 番号2号について説明致します。位置図と公図をご覧ください。一時的に資材置き場になっており、今回検討した結果、資材置き場や駐車場に転用すべきと判断したため今回の申請となりました。周辺農地への影響も無いと思われまます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。19ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号14号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号14号の議案説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号14号を朗読]

なお農地区分につきましては、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、本件第1種農地の面積が申請事業の土地の全面積の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。本件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまます。

われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件ですので、担当委員さんから説明をお願いします。

21番 番号14号について説明いたします。事業拡大の為に、店舗の駐車場を設けたい旨の申請です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号14号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号14号の1件は適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定致します。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号13号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」をご説明させていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号13号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号5号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、「既存の施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1を超えないもの」にあたり、不許可の例外に該当します。また、番号13号は三豊市豊中支所から300m以内に位置するため、第3種農地に該当します。その他は全て第2種農地です。以上13件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

4番 番号1号について説明いたします。駐車場を整備したい旨の申請です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願

ます。

6 番 番号3号について説明いたします。農地造成を行うため業務用地として一時転用のための申請です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしく申し上げます。

10 番 番号5号について説明をいたします。建設機械の修理場所を拡張したい
旨の申請です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしく申し上げます。

11 番 番号6号について説明いたします。貸し駐車場を整備したい旨の申請で
す。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願
いします。

2 番 番号7号について説明いたします。分譲住宅を建てたい旨の申請です。
周辺農地への影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願
いします。

15 番 番号9号について説明いたします。譲受人の会社の資材置き場として使
用するための申請を行うものです。計画では、花崗土の置き場として使用
する予定です。土地改良区や周囲の地権者も調整済みです。周辺農地への
影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願
いします。

番号10号について説明いたします。譲受人は9号と同じです。譲受
人が事業拡大するのに早急に駐車場が必要のための申請を行うものです。
土改良区・周囲の地権者とも調整済みです。周辺農地への影響もなく問
題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願
いします。

番号11号について説明いたします。もともとあった駐車スペースが
なくなり、社用車と従業員の駐車場として使用するための申請を行うもの
です。周辺農地への影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願
いします。

16 番 番号13号について説明いたします。譲渡人は以前より譲渡先を探して
おり、不動産業者を営む譲受人との売買の話がまとまりました。現地を確
認したところ、周囲は住宅に囲まれており耕作されておりません。周辺農
地への影響もなく問題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願
いします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮り
いた
します。ご異議ありませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定に
よる許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件につい
ては
適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に
進
ませさせていただきます。24ページをお開きください。議案第6号「農地
法第5条1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といた
し
ます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件につ
いてご説明申し上げます。

[議案第6号 番号1号を朗読]

なお、農地区分は第2種農地に該当します。ご提案申し上げますので、
よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんのでこれより質疑に
入
ります。ご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条1項の規定による
事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ござい
ま
せんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条1項の規定によ
る
事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と
認
め、許可することとし県に進達させていただきます。次に進ませいた
さ
します。25ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件につ
い
て」事務局の説明を求めます。議案第7号「非農地証明願いについて」を議
題
といたします。なお、番号2号の案件については、議事参与となります
の
で、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求め
ま
す。

事務局 議案第7号「非農地証明願いについて」番号2号の議案説明をさせてい
た
だきます。

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号2は「耕
作
の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保
全
又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当
す
ると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。

[議案第7号 番号2を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件で
す
ので、担当委員さんから説明をお願いします。

21 番 番号2号について説明致します。位置図と公図をご覧下さい。地元の関係

者にも承認を頂き、周辺農地へ影響もありません。ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願ひの件について」の番号2号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第7号「非農地証明願ひの件について」の番号2号の1件は適当と認めます。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第7号「非農地証明願ひの件について」番号1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願ひの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号を朗読]

非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

4番 番号1号について説明します。位置図と構図をご覧ください。現況は道路となっているため問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願ひの件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願ひの件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。26ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第8号 番号1号から番号2号を朗読]

よろしくご審議の程、お願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。

9番 番号1号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。山林化しているため非農地通知が妥当だと思われま。問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

19番 番号2号を説明いたします。位置図と公図をご覧ください。山林化しているため非農地通知が妥当だと思われま。問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何かご質問はございませんか？

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第8号「非農地通知の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって議案第8号「非農地通知の件について」は番号1号と番号2号の2件につきましては対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し非農地通知等を関係者に送付することとさせて頂きま。次に進ませて頂きま。27ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題と致しま。事務局の説明をもとめま。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第1条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。27ページの1件につきましては令和4年9月にご審議頂いたものを香川県農地機構から借主に所有権移転するものとなっております。28ページから63ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数67件、面積が14.4ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては64ページから75ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は14件であり、面積は51.81ヘクタールとなっております。以上利用権の設定88件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょう

か、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は67件すべて適当と認め決定と致します。次に進ませていただきます。追加議案をご覧ください。議案第10号「農地法第3条第2項5号で定めた面積に代わるべき「別段の面積」の廃止について」議題と致します。事務局の説明をもとめます。

事務局 追加議案の資料をご覧ください。議案第10号「農地法第3条第2項5号で定めた面積に代わるべき「別段の面積」の廃止について」説明させていただきます。

[議案第10号を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

12番 下限面積がなくなるということは、非農家の方が申請をすると買えるということでしょうか。

事務局 そうです。申請書の中に、営農計画や従事される方や、農機具の有無について記載する項目があるので、そこを見て許可できるかを判断することになります。買われる方には、一度借りて耕作することを提案していこうと思っています。

12番 現在、農地を基盤整備した後から、すぐに建物が建っているケースもあります。下限面積が廃止になったときにそういうひどいことにならないかと懸念しています。

事務局 第1種農地は基本的に転用ができない農地ですが、農業用倉庫を建てる際は転用せずに可能です。今後、農地を買ってすぐ転用する可能性もでてくるかと思えます。そういったことがおこらないように3条の許可をする際に、よく聞き取りをする必要があるかと思えます。

22番 非農家の方が買われる場合、営利目的ではなく家庭菜園程度でもかまわないのですか。

事務局 家庭菜園でも可能です。

議 長 他にご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第10号「農地法第3条第2項5号で定めた面積に代わるべき「別段の面積」の廃止について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか？

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 議案第10号「農地法第3条第2項5号で定めた面積に代わるべき『別段の面積』の廃止について」は決定をいたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について(通知)

2. その他

(1) 3月定例総会について

日 時 令和5年3月20日(月)午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
3月7日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町:石井徳和	高瀬町:香川政雄
		山本町:三宅幸一	財田町:山岡正士

(3) 配布物

・令和4年 三豊市賃借料情報

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

閉 会 【 午後 3時30分 】

閉 会 【 午後 4時20分 】